

青森県報

第二千七百三十一号

平成十九年
一月十九日
(金曜日)

目 次

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	(環境政策課)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定	(同)	二
漁業の許可等の申請期間	(水産振興課)	二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	三
右	(同)	三
右	(同)	三
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	五
右	(同)	五
右	(同)	五
右	(同)	六
右	(同)	六
右	(同)	六
右	(同)	七

監査委員

監査結果に対する措置の公表 (事務局) 七

正 誤

平成十四年十二月十一日定例告示中	(道路課)	八
平成十八年八月三十日号外第七十九号規則中	(建築住宅課)	八
平成十八年十一月二十七日定例公安委員会中	(警察本部)	八
平成十八年五月三十一日号外第五十五号公安委員会中	(警察本部)	八
	(厚生課)	八
	(警察本部)	九
	(交通企画課)	九

告 示

示

青森県告示第三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第七十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
つがる市館岡埋立処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」といふ。）第十三条の二第一号	つがる市木造館岡屏風山一五八の二の二部、一五八の三の二部、一五九の二部、一九八の二の二部、一九八の四の二部
中部上北焼却灰専用最終処分場跡地	令第十三条の二第一号	上北郡東北町字乙供一二七の二部
杉ノ平一般廃棄物最終処分場跡地	令第十三条の二第一号	三戸郡三戸町大字貝守字七曲下五一の二の二部

青森県告示第三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙一字分枝二七の八	八戸市根城四丁目六の二四	生活介護	アネックス妙光園	八戸市根城四丁目六の二四	平成一九・一
特定非営利活動法人さわやかネットワーク	八戸市下長六丁目二の八	八戸市城下一丁目二の二	生活介護	自立生活支援センターさんぽ	八戸市城下一丁目二の二	"
特定非営利活動法人さわやかネットワーク	八戸市下長六丁目二の八	八戸市城下一丁目二の二	自立訓練(生活訓練)	自立生活支援センターさんぽ	八戸市城下一丁目二の二	"
社会福祉法人藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一	青森市奥野三丁目八の一三	共同生活介護	ス藤ヨゼフハウ	青森市奥野三丁目八の一三	"
社会福祉法人幸仁会	青森市大字新城字平岡一〇三の一	青森市大字新城字平岡一〇三の一	共同生活介護	共同生活介護事業所ゆきわり	青森市大字新城字平岡一〇三の一	"
社会福祉法人幸仁会	青森市大字新城字平岡一〇三の一	青森市大字新城字平岡一〇三の一	共同生活介護	共同生活介護事業所ゆきわり	青森市大字新城字平岡一〇三の一	"

青森県告示第三十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	相談支援事業を行う事業所名称	所在地	指定年月日
医療法人青仁会	八戸市大字田面三木字赤坂一六の三	医療法人青仁会地域生活支援センター青明舎	八戸市大字田面三木字赤坂三五の三	"	"

青森県告示第三十五号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十九年三月五日から同月十六日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 十隻

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店

青森市沖館一丁目一の四四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三沢松園町店

三沢市松園三丁目五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三戸八日町店

三戸郡三戸町大字八日町一二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

金五合資会社

三戸郡三戸町大字八日町一二

無限責任社員 松尾官平

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三戸町役場

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一

代表取締役 伊藤直彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

青森市八重田四丁目二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース筒井店

青森市大字筒井字八ツ橋七三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

成田勝雄

青森市桜川六丁目二二の四

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース根城店

八戸市根城四丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

八戸市下長四丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間
平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南類家店

八戸市南類家二丁目九の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新小中野店

八戸市小中野三丁目二四の七二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の一外
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び東北町役場

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び階上町役場

2 期間

平成十九年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成18年11月13日付け青監査第83号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年 1月19日

青森県監査委員 林 忠 男

同 鶴 賀 茂 世

同 小比類巻 雅明

同 阿 部 広 悦

監 査 箇 所 名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
同	同	同

医療業務課	収入未済の解消に努めること。	電話による督促を引き続き行っており、今後とも継続して収入未済の解消に努めていく。
障害福祉課	環境保健貸付金収入並びに違約金及び延納利息において、調定手続が遅延しているものがある。 収入未済の解消に努めること。	担当職員へ財務規則等の手続について理解を深めさせ適切な時期に調定手続を行うこととした。 収入未済の滞納者については、年に1～2回の催告通知を出すとともに、滞納者の状況把握を実施することとしている。特に扶養共済掛金については、納付計画書を求めるなどし、収入未済の解消に努めることとした。

	公所でない県の施設に対して公印として調達し、貸与しているものがある。	今後は、関係規則等を十分確認の上、適正な事務処理に努めることとした。
	雑入において、調定手続が遅延しているものがある。	今後このようなことがないようエック体制を強化し、適切な事務の執行に努めることとした。
	備品の管理が適正に行われていないものがある。	備品の管理については財務規則等を遵守し、適切に管理することとした。

正 誤

道 路 課

発行年月日 平成四・三・二 第一一一一 号	区分 告示	番 第六三六号	ページ 八全	段 表中	行	誤	五所川原市大字川山字森内二〇六九の六から五所川原市大字長橋字広野二〇〇の二まで	五所川原市大字長橋字広野二〇〇の二から五所川原市大字長橋字広野二〇〇の二まで
--------------------------------	----------	------------	-----------	---------	---	---	---	--

建 築 住 宅 課

発行年月日 平成六・八・三〇 号外第七九号	区分 規則	番 第七八号	ページ 一	段 下	行 ら後ろ八か	誤	改正する	改正する
-----------------------------	----------	-----------	----------	--------	------------	---	------	------

警 察 本 部 厚 生 課

発行年月日 平成六・二・三 第二七一〇号	区 公安委員会 規則	分 第一八号	番 六上	頁 六上	段 行	行 一	誤	できないような状態	できない状態
----------------------------	------------------	-----------	---------	---------	--------	--------	---	-----------	--------

平成十八年 号外第五号			発行 年月 日
公安委員会 規則			区 分
第二号			番 号
二			ペ ー ジ
上			段
二五	一九	七	行
二 委託に関する	二 法第五十一条の	二 公安委員会は	誤
2 委託に関する	2 法第五十一条の	2 公安委員会は	正

警察本部交通企画課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭